

法学専攻学部留学生の抱える問題点

川森めぐみ

神戸学院大学人文学部、〒652-0061 神戸市兵庫区石井町3-2-17

E-mail:YIH01322@nifty.ne.jp

Problems of Foreign Students in Faculties of Law

KAWAMORI Megumi

Faculty of Humanities, Kobegakuin University

3-2-17, Ishii-cho, Hyogo-ku, Kobe, 652-0061 JAPAN

法学の専門日本語教育研究は、まだ十分に蓄積されていない。ここでは、学部留学生の法学学習における問題点をまとめ、その解決のための提案を行なう。留学生はさまざまな問題点を抱えているが、その中には日本人学生に共通する問題点もある。法学専門教員と日本語教員の連携を議論、構築するためには、両者の腑分けが必要である。留学生固有の大きな問題点は、知識獲得の前提になる語彙力の不足である。法学の講義理解に必要な語彙力は、法学教科書の語彙分析によると、日本語能力試験1級レベルの語彙が使用語彙になっている程度である。したがって、法学専攻留学生に対しては、法的思考法の中核をなす論理的思考を必要とする運用機会の提供によって、日本語力を高める教育が有効であろう。漢字熟語やその複合語からなる法律用語理解のために、それらの語構成についての分析力を強化することも必要であろう。また、講義理解に有効な情報を、法学教員に提供する必要がある。

キーワード：法学 講義理解 語彙 聴解 語構成

1. 本稿の目的

本稿の目的は、法学を専攻する学部留学生の抱える問題点を明らかにすること、そして、その解決のために日本語教育ができることは何かを提言することである。

深尾(1999)1)によれば、理工系に比べ社会科学系の専門日本語教育の研究や報告は少ない。「法学」に絞って扱った論文には、田中(1999)2)がある。法学日本語の特徴を整理し、留学生が直面している問題点を挙げ、制度の改善案にも及ぶ示唆に富むものであるが、日本人学生にも共通する問題点と留学生固有の問題点の腑分けが十分ではない。

日本人学生は大学入学以前に法的知識獲得や法的思考の訓練の機会を得ていない。木佐(2000)3)がまとめた座談会で、高校の「政治経済」の教科書本文180頁中、司法についての記述はわずか3頁である

との報告がある。だから、日本人学生、留学生を問わず、学部で法学を学ぶ者ならだれでも抱える学習の問題点がある。そういう日本人学生にも共通する問題点と留学生固有の問題点を分けて考えていかないと、留学生に、だれが、何を、いつ、どのような形で問題点解決の支援をしたらいいかという連携のあり方が、議論、構築できないと思われる。

考察の手順は、先行研究が指摘している留学生の抱える問題点を整理し、筆者が行なった留学生へのインタビュー資料から、問題点の具体例を紹介し、日本語教育では「このようなことが必要なのではないか」という提言を行なう。

筆者は、2000年度から神戸学院大学法学部で聴講生をしている。そこで自ら法学を学ぶ過程を経験するとともに、日本人学生と留学生(少数ではあるが)の学習法や、法学専門教員の講義を観察する機会を

得ている。しかし、法学専攻留学生の日本語教育を担当した経験はないので、本稿の考察は問題提起的なものであり、今後の実践において検証される必要がある。

2. 留学生全体の問題点

まず、法律用語は漢語であるから、非漢字圏の学習者にとって漢字が問題点になるであろうことは、常識的に予想される。田中(1999)は、特に漢字の複合語(例:不当利得返還請求、右不動産、判旨など)の理解が難しいことを指摘している。

それから、予備教育では現代語を扱うだけであるから、旧かなづかい、文語体で表記されている一部の条文は理解しにくいだろう(ただし、新かな表記の六法も市販されているし、数年内に現代口語に改まる予定である)。しかし、条文は抽象化な規定であるから解釈が必要で、どのように解釈したらいいかが学習の中心である。その解釈を説明する教科書の記述や講義が理解できれば、この問題点は学部生には決定的な支障にはならないと思われる。また、法的知識の獲得は、講義や教科書を通じて行なわれる。学部生の場合、教師というナビゲーターから得る知識を核に講義が理解できるかどうかは重要である。

では、「(法学の)講義がわかった」というのはどういうことだろうか。聞き手の立場から考えると、次のような要素があると考えられる。

- ①話し手の音声にとらえられて、音の情報が意味の情報に変換できる。
- ②話し手が何について、どのように話しているか迎えられる。
- ③話し手の提供した内容に納得できる(腑に落ちる)。講義中に学習者が行なっている作業は、②をノートに取ることである。そのためには①がスムーズに行なわれることが必要である。講義中、②と③が同時に行なわれれば理想的だが、③は講義後になされることも多い。ノートにとりあえず筆記した内容を時間をかけて読み直したり、教科書の説明と照らし合わせたり、抽象的な事柄なら具体例にあてはめてみたり、その内容が全体の中でどういう位置づけになるのか考えたりする。さて、これらのどの部分につ

いて特に留学生は問題を抱えているのだろうか。

まず、田中(1999)は、「講義の聞き取りが難しく、その結果筆記が進まない」という問題点があり、その原因として、知らない言葉が多いこと、弁論が書面によることから同音異義語が多いことを指摘している。つまり、主に①の部分に関することである。平尾(1999)4)も、大学教育を受けるに当たって前提となり、事前に学習者が身につけておくべき「学問用語」(その分野の研究において中等教育レベルで紹介される概念や知識を表す専門性の高い語)が不足していると、それらは講義中に板書されることも少なく、特別な解説も与えられないため、講義理解が困難になることを指摘している。

それでは、具体的にどのぐらいの語彙力があればいいのだろうか。学部の講義の内容は、教科書の内容と乖離することはないのが普通である。また、予習や復習の際は教科書を読むことになるから、教科書の語彙のレベルが必要とされる語彙力の目安と考えてよい。通常1年次か2年次に配当される「民法総則」「刑法総論」の教科書4種で語彙レベルを調べてみた。

- a. 山本(2001)5)p. 30. 権利能力
 - b. 木村(1999)6)p. 30. 刑法行為の類型
 - c. 内田(2001)7)p. 248. (法人の)責任の根拠
 - d. 前田(2000)8)p. 245. 相対的法益均衡
- の節を対象に、次のような作業を行なった。

まず、文章中の漢字を含んだ単語を抜き出す。それを日本語能力試験の「出題基準」9)にあてはめ、基準外、1級、2級以下に分類する。さらに、専門語の目安として野澤(1997)10)の法律用語リストに掲載されているかどうかを調べた。ただし、野澤リストは本文で扱われたテーマの範囲での法律関連用語なので、ランダムに選んだ調査対象頁とはテーマが重なるとは限らないから、専門的な言葉がどのくらいあるかの大きな目安である。

a)では、記号を除いた403文字中、漢字を含んだ単語は37あり、基準外5(法人、客体、私権、享有、始期)で全体の14%、1級12(主体、資格、有する、負う、根本、原則、固有、根拠、規定、～条、出生、定める)で、2級以下は20である。野澤リストにあ

ったのは下線を付した言葉で、1級の6つ（ただし、根本と原則の2語は野澤リストでは根本原則の1語扱い）と2級の4つ（権利能力・義務・平等）である。

bでは315文字中、漢字を含んだ単語は53。基準外12（刑法、類型、要件、条文、違法、異論、判例、阻却、事由、法益、侵害、存否）で全体の23%、1級15で、2級以下26である。野澤リストの言葉は上記以外に、1級に4語、2級以下に1語ある。

cでは348文字中、漢字を含んだ単語は55。基準外13（野澤リストの言葉は2）で全体の24%、1級9（同1）、2級以下23（同6）である。

dでは349文字中、漢字を含んだ単語は65。基準外12（同3）で全体の18%、1級13（同5）、2級以下40（同1）である。

したがって、1級レベルなら、法学用語としてではなくても一般的な意味を知っている言葉の率が、aで86%、bで77%、cで76%、dで82%となり、およそ8割ある。これが2級レベルだと、知らない言葉の率がaで46%、bで32%、cで40%、dで38%となり、およそ4割になる。つまり、知っている言葉が6割で、そこから全体を理解するのはかなり難しく、調べながら理解するにしても時間がかかると思われる。

しかも、1級レベルの語彙が「見てわかる」語彙であるだけでは不十分で、耳で聞いて意味や漢字の見当がついたり、ノートに筆記できるぐらいの使用語彙のレベルに達していることが、必要なレベルであるといえる。

言語力以外の問題点として、田中(1999)は2つの点を挙げている。1つは、日本近代法制史と日本近代政治史への理解不足であるが、田中自身、受験科目の減少から日本人学生にも共通する問題としている。だから、これは、日本語教員が解決すべき問題点というより、そのような情報を積極的に教務や相談室に提供し、受講科目指導の中で解決すべきものと思われる。とはいえ、日本事情として日本語教員に任された場合、学習対象者を留学生に絞っている野澤(1997)が教科書として適当であろう。

もう1つの問題点は、研究（学習）姿勢の違いについてである。田中によれば、研究姿勢の違いとは、

とにかく自分の意見を主張することだけに傾いたり、調査のみを極端に重視したり、実績のある学者の説を丁寧に整理することのみに固執したりするもので、結果として、レポートや論文が認められず、研究指導になじまない事例も出てくるという。この違いに気づかせることが必要で、田中も、一般準備教育用の教材として浜田他(1997)11)の使用などを提案している。

3. インフォーマントAさんの抱える問題点

インフォーマントAさんは上海出身、1965年生まれ的女性である^{#1}。夫の留学に同行し、1988年から日本で日本語学習を始める（日本語学校で1年間）。95年まで日本で出産、育児をしながら生活する。95年に日本語能力試験1級に合格。同年、夫の卒業と阪神淡路大震災のため、帰国。日系企業総務部に勤務する。98年、神戸学院短大の貿易学科入学のため、単身再来日。ここを選んだのは、中国から直接出願できる大学や学科が限られていたからで、最初から法学部編入を視野に入れていた。そして、希望通り2000年に併設の四年制大学法学部国際法律学科3年に編入した。

このように、日本語を使って生活した期間が長く、日本語力は十分といえる。大学で法学を勉強することが念願であり、将来、夫が弁護士として独立したら^{#2}手伝おうと、学習動機は高い。社会人時代に契約実務（1度裁判にもまきこまれた）を経験し、その分野ではスキーマが使える。学習環境のうち、経済的には問題がない。しかし、一般の学生よりかなり年長であるため、友人づくりが難しいという特徴を持つ学習者である。

Aさんは短大での学習は「楽勝」だったが、法学部に編入したとたん、やはり講義を聞きながらノートを取ることが格段に難しいと感じた。

「板書しない先生の講義は、聴解の練習になるから休みませんでした。ノートが取れなくてすごく不安でした。いいノートを作って、それをもとに教科書を読むのがわたしのやり方だったから」

そこで、彼女はノートを見せてくれる支援者として、まずスチューデント・アシスタントの制度（予

め登録した学生が随時留学生の学習・生活を支援する制度。以下SA)を利用することを考えたが、現実にはその制度は交換留学生のためだけで、私費留学生のためには機能していないようにAさんには思われた。

「期待していただけにショックでした。もし、機能するようになって、例えば、学期の初めはだれがSAかわからないから、先生が留学生がいるか確認して、SA、隣に座ってあげなさいって言うてくれたら、気持ちの負担がずっと軽くなると思う」

彼女は独自に「まじめそうな」学生を見つけ、友人関係を結び、ノートを見せ合ったり、「自分のことば」で考え合ったりしながら、知識の獲得、定着を図っている。

「年の差もあるから日本人からは近づいてこない。でも、もともと人とつき合うことは大好きだから自分から近づいていくことに抵抗はなかった。平日にアルバイトを入れてしまうと、いつ一緒に勉強するか、友人の都合に合わせられなくなるからしない。友人ができたおかげで勉強はすごく楽になった。先生の作るレジュメはちょっと学生のレベルとは違う。友だちのノートの方が、わたしにはわかりやすい。条文を読むのは最初からあきらめて、どんな意味かを教科書の解説で理解することにしています」

Aさんは、受講科目の成績評価から判断して、こうした自分の学習方法は概ね妥当であると思っているが、問題点もあるとして、唯一単位が取れなかった「物権法」の例を語った。実は、この科目はAさんにとって一番わかりやすく、おもしろい科目であり、講義も図を多用した板書が多く、よいノートが作れたと思った。しかし、定期試験はすべて文字情報からなる選択式の形で出題された。60分で25問5択を読み、答えを選ぶには時間不足だった。

「読む力が足りなかったですね。わたしは日本語学校で初級の成績がよかったから、中級を飛ばして上級のクラスに入れられてしまったんです。1級の試験を受ける時も、細かい書きことばの表現の不足を感じました。あと、図で理解したんですが、たぶん、それは言葉で理解したんじゃない。時間が迫って焦ってくると、目の前の文章と、頭の中にあるこ

とがうまく会えない感じ。ただ、後で先生に聞きに行ったら、ちゃんと読めたところはほとんど正解だったので、満足だし、評価も納得しています」

Aさんの抱える法学学習上の問題点は、まず、「講義の聞き取りが難しいこと」である。ただし、「いいノート」と言っていることから、情報のつなげ方(2節で挙げた②の問題)に苦心しているようである。そして、その難しさに対する支援として、教師の板書と友人との復習が有効であると、Aさんは考えている。平尾(1999)の調査でも、講義をうまく聞いた要因に、板書を挙げた学習者は70.2%と多い。

法学の講義中の典型的な板書は、具体的な事例を作図しながら提示し、そこに専門用語や概念を加えていくものである。つまり、板書をよくする教師は、抽象化と具体化の往復運動をする「わかりやすい講義」を行っている。だとすると、法学担当教員の教授法の改善が必要なのであるが、米倉(2001)12)によると、法学担当教員全員が教授法について高い関心を持っているとは言えない。神戸学院大が2000年度に1年次生配当の基礎専門科目17クラス(延べ1187人)で実施した学生アンケートの結果13)でも、「黒板(OHPを含む)への書き方や文字は見やすかったですか」という質問に対して、否定的な回答をした学生の率は、41.8%である。

もう1つのAさんの問題点は、観念的には理解しえたことを、書き言葉のレベルにすばやく結び付けることが難しいということだろう。少なくとも、そのスピードにおいて、日本人学生よりハンディが大きかったと言える。

4. 法学の専門日本語教育

以上の考察から、法学の専門日本語教育をどのように行なうかの方向性と、具体的な方法を考えてみたい。法学専門科目は、日本人学生にとっても留学生にとっても、白紙の状態から始まる。専門用語の定義は、教科書でも講義でも丁寧に行なわれる。それは抽象的な表現ではあるが、それにどれだけ具体性と理論性を加味できるかが、法解釈学習の要諦である。だから、理工系専門日本語教育で行なわれているような専門用語の辞書作成を、日本語教員が行な

う必要はなく、むしろ、日本人学生も留学生も自分の力で何度となく整理していくことが、法学をマスターするためには必要なのである。したがって、そうした整理ができる言語力をつけることこそ、急務であると思われる。

この筆者の認識は、田中(1999)とは大きく異なる。田中は用語集や法律文表現辞典の作成を積極的に提言している。おそらく、それは田中が学部生だけでなく、母国で法学を修めた大学院生も含めて指導しているからだろう。田中が辞書必要性の前提として挙げている、法学日本語の語彙面と表現面の特徴(わかりにくさ)について、「留学生固有の問題ではないかもしれないが」と前置きしている通り、法学専門教育の場で教育されることであるから、法学専門教員が担当するのが妥当な領域と考えられる。

専門教育の場では、大坪(1999)14)の言うように知識が「不十分なときには、ボトムアップ的なやり方が採用される」。法学学習に必要なボトムアップ的な力として、語彙力だけでなく、論理的な思考力が重要である。法学の専門日本語教育は、この2つを強化する方向で行なう必要がある。

具体的な技能練習には次のようなことが考えられる。

- ①聞きながらノートを取る練習。
- ②取ったノートから論理的な文章にする練習。
- ③図を論理的な文章で説明する練習。
- ④書き言葉の文章を速く、正確に、似たようなケースの相違点、共通点を、知識と照らし合わせながら読む練習。
- ⑤語彙単位の漢字教育だけでなく、漢字の音訓をすばやく引き出す練習。
- ⑥漢字の字義の理解を強化し、漢字熟語やその複合語の語構成の分析力を強化する。
- ⑦よい援助者を作るためのスキルを鍛えること。

⑤⑥の漢字の問題については、加納他(1993)15)で提供されている基礎知識が役に立つだろう。法律用語を素材に使って、漢字熟語やその複合語の語構成の分析力を強化するなら、その材料を野澤(1997)の法律用語リストから提供するのが便利だろう。これには「違憲立法審査権(いけんりっぼうしんさけん) judicial power to determine the constitu-

tionality of law] というように、読み方や英訳もついている。

もし、①～④を、トピックも法学に関することで行なうなら、日本語教員は、ネイティブスピーカーの情報読み込み力と論理的表現力を、留学生のそれと比較するためのモデル提供者になる、と自らを位置付けてはどうだろうか。そして、留学生がその時点で持っている日本語を論理的に使う機会を提供し、留学生自身に「わたしの言っている具体的なことを、抽象的な表現で言うならこうなるのか」ということを、比較しながら気づかせることによって、使える表現を増やしていくようにするのがいいのではないだろうか²³⁾。

5. おわりに

以上、法学専攻学部留学生の学習上の問題点を考察し、彼らに対する専門日本語教育の有効な方法を探ってみた。

筆者が考える専門日本語教育担当者の役割は、以下のようなことである。専門学習の基礎として、1級レベルの語彙を使用語彙にまで高めること。そのために、法的思考に不可欠な論理的思考を必要とする、運用機会を提供すること。そこでは、自らが運用モデルの提供者になり、留学生がそれを自身の運用力と比較することによって、運用力を高めていくようにすること。それから、漢字熟語やその複合語からなる法律用語理解のために、それらの語構成についての分析力を強化すること。また、法学専門教員に対して、講義理解には、歴史的知識の補足、教師の板書、支援者としての友人の存在が有効であるなどの情報を提供することである。

本稿では学部留学生の抱える問題点を部分的に考察するにとどまっていた、山下(1999)16)が行なったようなノート・テーキング調査はできなかった。また、日本人学生の抱える問題点や、法学日本語そのものの特徴についても論じることができなかった。今後、一つ一つのことからについて、さらにデータを集め、検証と考察を重ねていきたい。

また、法学既習者である大学院生への専日本語教育も別の検討課題である。

注

- 1) 以下、2001年6月23日に筆者が行なったインタビュー資料による。
- 2) Aさんの夫は日本で法学を修め、中国で弁護士資格を取得した。現在は会社勤めの傍ら、ボランティアで日本大使館から依頼される、日本人絡みの犯罪の弁護、相談に当たっている。
- 3) 教材開発の際、先行する理工系専門日本語教育の成果が参考になる。

参考文献

- 1) 深尾百合子：「専門日本語教育」研究に期待するもの、専門日本語教育研究、第1号、pp. 6-9(1999)
- 2) 田中規久雄：法学日本語教育について、大阪大学留学生センター研究論集、第3号、pp. 37-47(1999)
- 3) 木佐茂雄：座談会「法教育の可能性」、月刊司法改革、15号、pp16-31(2000)
- 4) 平尾得子：講義聴解能力に関する一考察—講義聴解の特徴と日本語学習者が抱える問題点—、日本語・日本文化、第25号、pp. 1-22(1999)
- 5) 山本敬三：民法講義・総則、有斐閣(2001)
- 6) 木村光江：刑法、東京大学出版会(1999)
- 7) 内田貴：民法・[第2版] 補訂版、東京大学出版会(2001)
- 8) 前田雅英：刑法総論講義 [第3版]、東京大学出版会(2000)

- 9) 日本語能力試験企画小委員会：日本語能力試験出題基準(外部公開用)、国際交流基金、財団法人日本国際教育協会(1993)
- 10) 野澤素子：講義シリーズ3 日本語で学ぶ日本、教学出版(1997)
- 11) 浜田麻里・平尾得子・由井紀久子：論文ワークブック、くろしお出版(1997)
- 12) 米倉明：民法の教え方、弘文堂(2000)
- 13) 神戸学院大学自己点検評価制度教育活動小委員会：「学生による授業評価アンケート」調査報告書、神戸学院大学(2001)
- 14) 大坪一夫：専門日本語教育研究の一方向、専門日本語教育研究、第1号、pp. 2-3(1999)
- 15) 加納千恵子・清水百合・竹中弘子・石井恵理子・阿久津智：INTERMEDIATE KANJI BOOK VOL.1、凡人社(1993)
- 16) 山下直子：講義でのノート・テーキングの問題点、専門日本語教育研究、第1号、pp. 24-31(1999)

著者紹介

川森めぐみ：神戸学院大学人文学部非常勤講師、大阪外国語大学留学生日本語教育センター非常勤講師。
[経歴] 横浜国立大学教育学部卒、同大学院修士課程修了。[専門] 日本語教育。[趣味] 囲碁。

英文要旨

This report discusses problems faced by foreign students in faculties of law, and puts forward a number of proposals directed at eliminating these problems. The biggest problem of students is in sufficient comprehension of lecture Japanese. Basically, Japanese vocabulary of level 1 proficiency is considered necessary in order to participate fully in a class (lectures, textbooks, taking notes, etc.) Also, because of the proliferation of compound words within a law class materials, the ability to separate Kanji into understandable segments is vital. Through the teaching of these skills by Japanese language teachers, the obstacles facing foreign students in law faculties can be overcome.